

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例 (3・31揭示)	2

### 公布された条例のあらまし

#### ◆高知県税条例の一部を改正する条例(令和6年高知県条例第36号)

- 1 条例改正の目的  
地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布されたこと等に伴い、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税及び狩猟税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
  - (1) 個人の県民税  
個人の県民税の特別税額控除について、次に掲げる措置を講ずること。  
ア 令和6年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(イにおいて「特別税額控除対象納税義務者」という。)の所得割の額から令和6年度分特別税額控除額を控除すること。(付則第9条の2の4)  
イ 令和7年度分の個人の県民税に限り、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行地に住所を有しない者を除く。)を有するものに限る。)の所得割の額から令和7年度分特別税額控除額を控除すること。(付則第9条の2の5)
  - (2) 不動産取得税  
ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること。(付則第16条第1項)  
イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること。(付則第16条第2項)  
ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること。(付則第17条)  
エ 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則100分の4)を100分の3とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること。(付則第18条)  
オ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること。(付則第19条)
  - (3) 軽油引取税  
軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長すること。(付則第22条の4第1項)
  - (4) 狩猟税  
ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。(付則第28条の2第1項)  
イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。(付則第28条の2第2項)  
ウ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並び

に狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。（付則第28条の3）

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第36号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第147条第1項第3号キ(ア) a 中「第149条第1項第6号へ(1)(i)」を「第149条第1項第6号ト(1)(i)」に改め、同号キ(ア) b 中「第149条第1項第6号へ(1)(ii)」を「第149条第1項第6号ト(1)(ii)」に改める。

第155条の4第1項第5号イ(ア)に次のように加える。

k 電気自動車 年額20,000円

付則第9条の2の3の次に次の2条を加える。

(令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除)

**第9条の2の4** 令和6年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の8第2項の規定により算出される令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第38条から第39条の4まで並びに付則第7条第1項及び第9条の2第1項並びに法第37条の2並びに附則第5条の5第1項及び第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除)

**第9条の2の5** 令和7年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の12第2項の規定により算出される令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者（同項第8号に規定する控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第38条から第39条の4まで並びに付則第7条第1項及び第9条の2第1項並びに法第37条の2並びに附則第5条の5第1項及び第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第16条及び第17条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付則第18条第1項、第19条第1項及び第3項並びに第22条の4第1項及び第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第23条第2項第2号中「法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に定める」を「平成21年天然ガス車基準に定める」に改め、同項の表中

第155条の4第1項第5号イ(ア) j	88,000円	22,000円
---------------------	---------	---------

を

第155条の4第1項第5号イ(ア) j	88,000円	22,000円
第155条の4第1項第5号イ(ア) k	20,000円	5,000円

に改める。

付則第23条の2第1項中「前条第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち」を削る。

付則第28条の2及び第28条の3第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

付則第30条の2第2項第3号中「付則第7条第1項、付則第9条第1項及び付則第9条の2第1項」を「付則第7条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 付則第9条の2の4及び第9条の2の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第30条の2第1項の規定による所得割の額」とする。

付則第30条の2第5項第3号中「付則第7条第1項、付則第9条第1項及び付則第9条の2第1項」を「付則第7条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 付則第9条の2の4及び第9条の2の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第30条の2第3項の規定による所得割の額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。